

平成十三年厚生労働省令第九十一号

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百二十二号）第十八条及び第十九条の規定に基づき、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（委員会の名称）

第一条 紛争調整委員会（以下「委員会」という。）の名称は、その置かれる都道府県労働局の所在する都道府県の名を冠する。

（委員会の委員の数）

第二条 委員会の委員の数は、東京紛争調整委員会にあっては三十六人、大阪紛争調整委員会にあっては二十一人、愛知紛争調整委員会にあっては十五人、北海道紛争調整委員会、埼玉紛争調整委員会、千葉紛争調整委員会、茨城紛争調整委員会、長野紛争調整委員会、静岡紛争調整委員会、京都紛争調整委員会、兵庫紛争調整委員会、奈良紛争調整委員会及び福岡紛争調整委員会にあっては九人、その他の委員会にあっては六人とする。

（委員会の庶務）

第三条 委員会の庶務は、その置かれる都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあっては、雇用環境・均等室。）において処理する。

（あつせんの申請）

第四条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項のあつせん（以下「あつせん」という。）の申請をしよとする者は、あつせん申請書（様式第一号）を当該あつせんに係る個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）である労働者に係る事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

（あつせんの委任）

第五条 都道府県労働局長は、委員会にあつせんを行わせることとしたときは、遅滞なく、その旨を委員会の会長に通知するものとする。

2 都道府県労働局長は、あつせんの申請があつた場合において、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないとき、又は紛争当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申請を

したと認めるときは、委員会にあつせんを行わせないものとする。

3 都道府県労働局長は、委員会にあつせんを行わせないこととしたときは、様式第二号により、あつせんを申請した紛争当事者（以下「申請人」という。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（あつせんの開始）

第六条 会長は、前条第一項の通知を受けたときは、委員のうちから、当該事件を担当する三人のあつせん委員（以下「あつせん委員」という。）を指名するものとする。

2 会長は、申請人に対しては様式第三号により、紛争当事者の一方からあつせんの申請があつたときの他の紛争当事者（以下「被申请人」という。）に対しては様式第四号により、あつせんを開始する旨及びあつせん委員の氏名を通知するものとする。

（あつせん手続の実施の委任）

第七条 あつせん委員は、必要があると認めるときは、あつせんの手続の一部を特定のアつせん委員に行わせることができる。

2 あつせん委員は、必要があると認めるときは、当該事件の事実の調査を都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあっては、雇用環境・均等室。）の職員に行わせることができる。

（あつせん期日等）

第八条 あつせん委員は、あつせんの期日を定め、紛争当事者に対して通知するものとする。

2 前項の規定によりあつせんの期日を指定された紛争当事者は、あつせん委員の許可を得て、補佐人を伴って出席することができる。

3 紛争当事者は、あつせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、あつせん委員に提出し、許可を得なければならない。

（あつせん案の提示）

第九条 あつせん委員は、紛争当事者の双方からあつせん案の提示を求められた場合には、あつせん案を作成し、これを紛争当事者の双方に提示するものとする。

2 紛争当事者は、あつせん案を受諾したときは、その旨を記載し、記名押印又は署名した書面をあつせん委員に提出しなければならない。

（関係労使を代表する者からの意見聴取）

第十条 あつせん委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十四条の規定に基づき、関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から意見を聴くものとする。

一 紛争当事者の双方から申立てがあつたとき。

二 紛争当事者の一方から申立てがあつた場合で、紛争当事者に係る企業又は当該企業に係る業界若しくは地域の最近の雇用の実態等について、紛争当事者の他に関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から意見を聴く必要があるとき。

（関係労使を代表する者の指名）

第十一条 あつせん委員は、法第十四条の規定に基づき意見を聴く場合には、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体に対して、期限を付して関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者の指名を求めるものとする。

2 前項の求めがあつた場合には、当該労働者団体又は事業主団体は、当該事件につき意見を述べる者の氏名及び住所をあつせん委員に通知するものとする。

（あつせんの打ち切り）

第十二条 あつせん委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十五条の規定に基づき、あつせんを打ち切ることができる。

一 第六条第二項の通知を受けた被申請人があつせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。

二 第九条第一項の規定に基づき提示されたあつせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき。

三 紛争当事者の一方又は双方があつせんの打ち切りを申し出たとき。

四 法第十四条の規定による意見聴取その他あつせんの手続の進行に関して紛争当事者間で意見が一致しないため、あつせんの手続の進行に支障があると認めるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、あつせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるとき。

2 あつせん委員は、前項の規定によりあつせんを打ち切ったときは、様式第五号（第七条第一項の規定によりあつせんの手続の一部を特定のアつせん委員に行わせる場合にあっては、様式

第五号の二）により、紛争当事者の双方に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（あつせんの記録）

第十三条 あつせん委員は、都道府県労働局雇用環境・均等部（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局以外の都道府県労働局にあっては、雇用環境・均等室。）の職員に、あつせんの手続に関する記録を作成させるものとする。ただし、あつせん委員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（手続の非公開）

第十四条 あつせん委員が行うあつせんの手続は、公開しない。

（都道府県労働局長への報告）

第十五条 委員会は、その行うあつせんの事件が終了したときは、都道府県労働局長に対し、速やかに、次に掲げる事項を報告しなければならない。

- 一 事件を担当したあつせん委員の氏名
- 二 事件の概要
- 三 あつせんの経過及び結果

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十三年十月一日）から施行する。

附則（平成一五年四月一日厚生労働省令第七七号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一六年一二月九日厚生労働省令第一六五号）

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三十一日厚生労働省令第七五号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二二年四月一日厚生労働省令第六一号）

この省令は、平成二二年四月一日から施行する。

附則（平成二四年四月二日厚生労働省令第七三号）

この省令は、平成二四年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

様式第2号(第5条第3項関係)

様式第1号(第4条関係)(裏面)

あっせんの申請はついで

(1) あっせんの申請は、あっせん申請書に必要事項を記載の上、紛争の当事者である労働者に係る労働争議の所管を管轄する道府県労働局長の所に提出してはならない。申請書の提出は期日として労働局長が受理して行うことが望ましいものであるが、連絡地からの申請等の場合には、期日による提出も可能である。

(2) 申請書に記載すべき内容及び注意事項は、次のとおりです。

① 労働争議の氏名、住所等
紛争の当事者である労働者の氏名、住所等を記載すること。

② 事業主の氏名、住所等
紛争の当事者である事業主の氏名(法人にあってはその名称)、住所等を記載すること。また、紛争の当事者である労働者に係る事業主の名称及び所在地が事業主の名称及び所在地と異なる場合には、当該労働者に係る事業主の名称及び所在地についても記載すること。

③ あっせんを求めらるる事項及びその理由
あっせんを求めらるる事項及びその理由は、紛争の原因となった事項及び紛争の解決のための相手方に対する請求内容をできる限り詳しく記載すること(所定の欄に記載しきれないときは、別紙に記載して添付すること。)

④ 紛争の経過
紛争の原因となった事項が発生した年月日及び当該事項が継続する行為である場合には記載しつづけて記述し、当該事項の発覚、又はその交渉の状況等も記載し、記載すること(所定の欄に記載しきれないときは、別紙に記載して添付すること。)

⑤ その他紛争となる事項
紛争について両当事者に係る事項が、確定後に行われているか否か、他の労働争議で労働争議の当事者となっているか否か、紛争の原因となった事項又はそれ以外の事由が労働争議の当事者となっているか否か、労務委員会の設置及び労働争議解決委員会の設置しているか否か等の事項を記載すること。

⑥ 留意事項
双方当事者の場合は双方、一方申請の場合には一方の紛争当事者の氏名(法人にあってはその名称)を記載し併せては自署以上の書名をのり貼らなければならない。

(3) 事業主は、労働争議解決委員会に提出したことを書明し、当該労働者に対して解雇等の不当な処分をしないこととする。

様式第1号(第4条関係)(裏面)

様式第1号(第4条関係)(裏面)

あっせん申請書

| | | |
|------------|------------|----|
| 労働争議の氏名 | 氏名 | 住所 |
| 事業主の氏名 | 氏名 | 住所 |
| 労働争議の原因 | 労働争議の原因 | |
| 労働争議の経過 | 労働争議の経過 | |
| その他紛争となる事項 | その他紛争となる事項 | |

年月日 申請人 氏名又は名称

労働局長 宛

様式第1号(第4条関係)(表面)

第二條 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則(平成二八年三月三十一日厚生労働省令第八〇号)抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則(平成三〇年三月二十九日厚生労働省令第四二号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

様式第2号(第5条第3項関係)

様式第2号(第5条第3項関係)

あっせん不開始通知書

あなたから 年 月 日申請があったあなたとの間の紛争のあっせんについては、下記のとおり、労働争議解決委員会にあっせんを行わないこととしたため、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第5条第3項の規定に基づき、通知します。

理由

1 事件番号

2 あっせん委員

様式第5号(第12条第2項関係)

様式第4号(第6条第2項関係)

あっせん開始通知書

申請人 年 月 日申請したあなたとの間の紛争のあっせんについて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、労働局長の委任を受けて、下記のとおり開始することとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第6条第2項の規定に基づき、通知します。

1 事件番号

2 あっせん委員

3 あっせん申請の概要

4 留意事項

(1) 紛争解決委員会によるあっせんとは、両委員のあっせん委員が紛争当事者の間にあり、両当事者の同意によるあっせんによる紛争の解決を促すものである。

(2) あっせんは、非公開で行われ、あっせん委員が両当事者から意見を聴き取り、両当事者が自分の意思による解決を希望するものであり、一方の当事者の意に反した内容の意見を提出することはありません。

(3) あっせんの申請への参加は任意であり、申請に参加する意思がない者が参加した場合は、あっせんの開始が行われません。参加が強制され、不利な結果を招くことはありません。

(4) あっせんに参加する申請人について、年 月 日までに両委員から通知してください。参加する場合、あっせんの期日等具体的な手続について、通知いたします。

様式第4号(第6条第2項関係)

様式第3号(第6条第2項関係)

あっせん開始通知書

あなたから 労働局長に 年 月 日申請したあなたとの間の紛争のあっせんについて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、労働局長の委任を受けて、下記のとおり開始することとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第6条第2項の規定に基づき、通知します。

1 事件番号

2 あっせん委員

様式第3号(第6条第2項関係)

様式第2号(第5条第3項関係)

あっせん不開始通知書

あなたから 年 月 日申請があったあなたとの間の紛争のあっせんについては、下記のとおり、労働争議解決委員会にあっせんを行わないこととしたため、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第5条第3項の規定に基づき、通知します。

理由

1 事件番号

2 あっせん委員

様式第2号(第5条第3項関係)

あっせん不開始通知書

あなたから 年 月 日申請したあなたとの間の紛争のあっせんについては、下記のとおり、労働争議解決委員会にあっせんを行わないこととしたため、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第5条第3項の規定に基づき、通知します。

理由

1 事件番号

2 あっせん委員

様式第5号の2(第12条第2項関係)

様式第5号の2(第12条第2項関係)

あっせん不開始通知書

下記の事件について、あっせん委員3人()で協議を行った結果、あっせんによる紛争の解決の見込みがないと認め、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第12条の規定に基づきあっせんを行わないこととしたため、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第12条第2項の規定に基づき、通知します。

理由

1 事件番号

2 申請人

3 被申請人

4 申請日

5 あっせんを求めらるる事項(変更又は追加があった場合はその内容及び変更又は追加を求めた年月日)

6 打切り年月日

7 打切りの理由